

(表)

不利益処分の処分基準 個票

		部課等名 <u>くらし安心部 安全対策課</u>	番号 <u>2</u>
不利益処分の内容		茅ヶ崎市自転車駐車場の指定管理者の指定の取消及び管理業務の一部又は全部の停止命令	
根拠法令及び条項		地方自治法第244条の2第11項	
処分基準	関係条項	地方自治法第244条第2項、同第3項、同第244条の2第11項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>① 茅ヶ崎市が指定する指定管理者に対して茅ヶ崎市自転車駐車場の管理運営の適正を期すためにする指示に従わないとき。</p> <p>② 利用者が施設の利用することについて正当な理由がないにもかかわらず利用を拒んだとき。</p> <p>③ 利用者が施設を利用することについて不当な差別扱いをしたとき。</p> <p>④ その他公の施設の適正な管理に重大な支障が生じる又は生じるおそれがあるとき。</p>	
	参考事項	協定書抜粋 第18条(指定の取り消し等) 甲は、乙が第14条第1項及び第2項の指示に従わないとき、その他乙による管理業務を継続することができないと認めるときは、乙の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。	
	設定等年月日	平成18年4月1日設定(令和2年4月1日最終変更)	

(裏)

処 分 基 準	基 準	
------------------	--------	--